



=====

Ocean Policy Update
<日本海洋政策学会メールニュース>

No.41 (2019年4月18日)

【本学会からのお知らせ】

- 『日本海洋政策学会誌』第9号論文募集中、〆切は5月6日(月)(GW最終日)
- 2019「学生小論文」募集中、受賞者は1年間の会員資格と年次大会招待(〆切:9月30日)
- 第11回年次大会 12月6日(金)で開催調整中
- 新規課題研究テーマ <募集予定>

【一般情報】

- 第3期海洋基本計画の英語版、3月29日に公表
 - 「再エネ海域利用法」、4月1日施行
 - 漁業法、70年ぶりの抜本改正
 - 沖合域における海洋保護区の設定に向け、自然環境保全法の改正へ
 - 海洋生態系への脅威と海洋環境の保全に向けたサイエンス20による共同声明
 - 笹川平和財団海洋政策研究所より「海とヒトの関係学」の出版
 - 海上保安庁が海洋状況表示システム(愛称:海しる)の運用を開始
 - 4月10日(水)に第45回参与会議開催
- =====

【本学会からのお知らせ】

- 『日本海洋政策学会誌』第9号論文募集中、〆切は5月6日(月)(GW最終日)

学会誌第9号(2019年10月刊行予定)の「投稿論文」等を募集しています。海洋政策に関する研究成果をまとめた原著研究報告で、投稿者は原則として本学会会員に限りませんが、編集委員会が認めた者についてはこの限りではありません。誌面上では、「招待論文」に続く「投稿論文」として、査読の上、掲載いたします。分量は1,200字/頁×20頁以内で、〆切は本年5月6日(月)です。論文のほか、研究ノート、報告、解説、展望等も募集しています。

「投稿規程」「執筆要領」等を一部改定しておりますので詳細はホームページで確認ください。なお、昨年(2018年)の学会誌No. 8は、招待論文1編、投稿4編(論文2編、研究ノート2編)と関係5氏からの学会創立10周年への祝辞を掲載しました。

- 「学生小論文」募集中、受賞者は1年間の会員資格と年次大会招待(〆切:9月30日(月))

昨年に引き続き「学生小論文」を募集しています。

テーマは「新たな海洋立国にむけて」として第3期海洋基本計画やSDGs等を参考にした応募を期待しています。募集概要は次のとおりです。

- ・応募資格:日本国内の大学生・大学院生(高専4,5年生を含む)、国籍・性別・年齢は不問。
- ・使用言語:日本語だけでなく、新たに、英文での投稿も受け付け。
- ・ボリューム:日本語原稿は2,400~3,000字(A4:40字×30行で2~2.5枚)、英語原稿は1,200

～1,500 ワード。

・表彰：最優秀賞1編、優秀賞2編、奨励賞（学部生）

受賞者の特典として、1年間会費無料で正会員として登録するほか、表彰式を行う12月の年次大会へ招待いたします。（参加旅費を支給。ただし、上限50,000円）

〆切は9月30日（月）（必着）ですので、奮って応募していただくよう、周辺の方々へもお声がけください。詳細については、下記のURLを参照ください。

<http://oceanpolicy.jp/jsop/gakkai61.html>

○本学会の第11回年次大会は昨年同様に12月第1金曜日の開催で調整中です。

正式な開催のご案内は6月の理事会承認後にお知らせ致します。

○新規課題研究テーマ〈募集予定〉

2019年度も新たな課題研究テーマの募集を行う予定です。

正式なテーマ募集等のご案内は6月の理事会承認後にお知らせ致します。

【一般情報】

●第3期海洋基本計画の英語版、3月29日に公表

昨年5月15日に閣議決定された第3期海洋基本計画の英語版が、去る3月29日（金）、総合海洋政策本部のWeb上でようやく公表された。第2期計画の英語版と異なり、表紙のタイトルBasic Plan on Ocean Policyに冠詞のTheが付けられ、下段には、旧計画では発行年月の表示だけであったのに対して、閣議決定の英語、Cabinet Decisionが記されている。第2期計画の英語版が60ページであったのに対して、今回は128ページ。概要の英語版も併せて発表された。

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/plan03.html#english>

●「再エネ海域利用法」、4月1日施行

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号）（2018年11月30日成立、同12月7日公布。略称「再エネ海域利用法」）の施行期日を4月1日とする閣議決定が3月15日（金）になされた。これにより、一般海域における洋上浮力発電プロジェクトの海域占用期間が30年まで認められることになり、実現化に拍車がかかるものとみられる。

<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190315001/20190315001.html>

●漁業法、70年ぶりの抜本改正

2018年12月8日、「漁業法等の一部を改正する法律」が国会で可決され、12月14日の公布から2年以内に施行される予定。今回の改正は、2001年に水産基本法の制定があるものの、1949年に制定された「漁業法」本体の多くの部分に手が入る極めて大がかりなもので、70年ぶりの抜本改正である。漁業権制度の見直しや民間参入への道を開くものとなっており、関係方面での議論が沸騰していた。水産庁では全国数ヶ所での説明会を開催して、施行までの地ならしを行っている。

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201811/27nourin.html

●沖合域における海洋保護区の設定に向け、自然環境保全法の改正へ

今年1月21日に中央環境審議会自然環境部会（第37回）において「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について」がとりまとめられ、これにもとづき、政府は、3月1日の閣議決定を経て、現国会に自然環境保全法の改正案を提出している。環境省と経産省の連携のもと、沖合・大水深でのMPA（海洋保護区）の設定に向けて、法改正後に伊豆・小笠原海域での指定が想定されており、そうなれば、名古屋目標である管轄水域内10%をMPAに、という水準を確保できる見込み。

<https://www.env.go.jp/press/106507.html>

●海洋生態系への脅威と海洋環境の保全に向けたサイエンス20による共同声明

去る3月6日、G20の科学アカデミーが集まるサイエンス20が日本学術会議で開催され、「海洋生態系への脅威と海洋環境の保全 ー特に気候変動及び海洋プラスチックごみについてー」が提言され、署名後に安倍総理に手交された。この提言の内容は、1) 海洋資源の今後の開発に際して、海洋環境に対する好ましくない影響を引き起こさないための専門家による科学的根拠に基づく助言の必要性、2) 気候変動、水産資源の乱獲、汚染など海洋生態系へのストレス要因の軽減を目的とした行動の増強、3) 科学的根拠に基づく目標設定とそのフォローアップ及びステークホルダー連携を通じた都市や地域レベルでの循環経済・社会の実現、4) 研究船、観測・監視技術等の調査・研究基盤の能力強化及び教育による人材の育成、など、計7項目。

<http://www.scj.go.jp/>

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201903/06shukou.html

●笹川平和財団海洋政策研究所より「海とヒトの関係学」の出版

2019年2月19日にシリーズ「海とヒトの関係学」の第一巻「日本人が魚を食べ続けるために」、第二巻「海の生物多様を守るために」が刊行された。本シリーズの編著者は、総合地球環境学研究所名誉教授国立民族学博物館・秋道智彌名誉教授、笹川平和財団海洋政策研究所・角南篤所長。これらの海洋をめぐる起こっているさまざまな問題に対し、研究者はもとより行政、NPO、魚介類に関係する業界関係者から、海をキーワードに活動する市井の人たちに至るまで、多様な視座と論により考察し、その本質と課題を浮き彫りにしたもの。

●海上保安庁が海洋状況表示システム（愛称：海しる）の運用を開始

平成31年4月17日、海上保安庁は、様々な海洋情報を集約し地図上で重ね合わせて表示できる新たな情報サービス「海洋状況表示システム」（愛称：海しる）の運用を開始しました。

「海しる」は、平成28年7月の総合海洋政策本部決定及び平成30年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画に基づき、我が国の海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた取組の一環として、海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興といった様々な分野での利活用を目的として、内閣府の総合調整のもと、関係府省及び政府関係機関が保有する様々な海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できるよう構築した情報サービスです。

「海しる」には、日本の周辺海域のみならず、衛星情報を含む広域の情報を掲載するとともに、気象・海象のようなリアルタイム情報も掲載され、様々な海洋情報を組み合わせて自分だけの地図を作ることができます。

海洋状況表示システム：<http://www.msil.go.jp/>

●4月10日参与会議で意見書まとめへ、第3期海洋基本計画の取組状況報告等も

昨年12月13日に続いて去る4月10日(水)に第45回の参与会議が開催された。MDA、北極、海洋プラゴミの3PTの報告書案と2つの研究会報告書案が説明、審議がなされるとともに、それらの内容を含めた総合海洋政策本部長（総理）あてに手交予定の参与会議意見書案についても審議がなされた（いずれも完成後に公表）。

そのほか、「第3期海洋基本計画に基づく施策の取組状況について」（17頁）、「第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書（暫定版）」（A3判、76頁）の説明があったが、これらは総合海洋政策本部のweb上に公開された。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai45/45index.html>

~~~~~  
※本メールニュースは原則として年4回以上、学会員はじめ関係方面に配信しています。  
※本メールは転送自由とします。直接配信希望、配信停止、ご意見やコメント等は、下記の事務局まで、ご連絡ください。

日本海洋政策学会事務局

〒105-0001 港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6F

(公財) 笹川平和財団海洋政策研究所気付 日本海洋政策学会

TEL/FAX 03-6457-9701、e-mail アドレス：office@oceanpolicy.jp、

Website: <http://oceanpolicy.jp>  
~~~~~